

山梨県では、地方税ポータルシステム（eLTAX：エルタックス）を利用した、インターネットによる法人県民税・法人事業税、個人県民税（利子割・配当割・株式等譲渡所得割）などの電子申告・申請・届出を受け付けています。インターネットでオフィスや自宅から簡単に申告できますので、ぜひご利用ください。また、令和元年10月から、eLTAXを活用して、すべての地方団体に対して一度の手続きでまとめて電子納税を行うことが可能となりました。詳細は、eLTAX ホームページ (<https://www.lta.go.jp>) をご覧ください。

● 利用開始のための手続

- (1) 利用のためには、予め電子証明書を取得する必要があります（税理士関与の申告の場合は不要です）。
- (2) 電子証明書の取得後、eLTAX ホームページの **PCdesk（WEB 版）** から利用届出（新規）を行い、利用者 ID を取得する必要があります。

山 梨 県 指 定 金 融 機 関		山梨中央銀行 本・支店
山梨県収納代理金融機関	銀 行	みずほ銀行 本・支店、三井住友銀行 甲府支店
	信 用 金 庫	甲府信用金庫、山梨信用金庫
	信 用 組 合	山梨県民信用組合、都留信用組合
	農 業 協 同 組 合	山梨県信用農業協同組合連合会、山梨県内の農業協同組合
	そ の 他	中央労働金庫の山梨県内の店舗
	ゆうちょ銀行・郵便局	山梨県、東京都、神奈川県、埼玉県、群馬県、千葉県、茨城県、栃木県に所在するゆうちょ銀行・各郵便局
山 梨 県 の 税 事 務 所		総合県税事務所、自動車税センター

- 農業協同組合や郵便局については取り扱っていないところもありますので、事前にご確認をお願いします。
 - スマートフォン決済アプリ、eL お支払サイト（クレジットカード、インターネットバンキング、Pay-easy（ペイジー）等）、コンビニエンスストア等で納付が可能な税目もあります。
- 詳細は、納付書等の裏面や県ホームページ (<https://www.pref.yamanashi.jp/zeimu/index.html>) をご覧ください。
※クレジットカードでの納付は別途システム利用料がかかります。

- 延滞金 納期限までに県税を完納されない場合は滞納となり、納期限の翌日から納付の日までの期間に応じて、納める額に次の割合を乗じて計算した延滞金がかかります。

		令和8年中
納期限の翌日から1か月を経過するまでの期間	※延滞金特例基準割合 +1%（上限7.3%）	2.8%
納期限の翌日から1か月を経過した日以降	※延滞金特例基準割合 +7.3%（上限14.6%）	9.1%

※延滞金特例基準割合とは、当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合（各年の前々年9月から前年8月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して計算した割合）に年1%の割合を加算した割合をいいます。なお、令和7年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合が0.8%なので、令和8年中の延滞金特例基準割合は、1.8%となります。

※過去の延滞金については、山梨県総合県税事務所へお問い合わせください。

- 加算金 申告期限までに申告しなかったり、申告税額が実際より少なかった場合などには加算金がかかります。
〈加算金の計算は次のとおりとなります〉
県民税利子割、県民税配当割、県民税株式等譲渡所得割、法人の事業税、地方法人特別税、特別法人事業税、県たばこ税、ゴルフ場利用税、自動車税環境性能割、軽油引取税についてかかるもので、次の3種類があります。
- ① 過少申告加算金
期限内に申告した場合で、申告額が実際より少額のため、後日増額の修正申告をしたり、増額の更正を受けた場合
.....増加した税額の10%+加重対象税額の5%
（注）加重対象税額＝増加した税額－（期限内申告額又は50万円のいずれか多い方の金額）
 - ② 不申告加算金
申告しなかった場合や期限後に申告した場合.....納める税額の15%（※）
（注）納める税額が50万円を超える部分については20%（※）
ただし、県の調査による決定があることを予知しないで期限後に申告した場合は、納める税額の5%
（※）令和6年1月1日以後に申告書の提出期限が到来するものについては、300万円を超える部分に対する割合が30%に引き上げられました。
 - ③ 重加算金
二重帳簿をつくるなど、故意に税を免れようとした場合には、過少申告加算金、不申告加算金に代えて重加算金を納めなければなりません。
（1）期限内に申告している場合.....増加した税額の35%（※）
（2）期限後に申告している場合又は申告していない場合.....納める税額の40%（※）
（※）平成29年1月1日以後に提出期限が到来するものについて、期限後申告、修正申告又は更正、決定があった日の前日から起算して5年前の日までの間に、その税目について不申告加算金又は重加算金を課されたことがあるときは、加算金の割合に10%が加算される場合があります。